

結核定期病状調査事業実施要綱

(総則)

第1条 結核登録者の病状等を把握し、結核の再発及び二次感染を防止するための調査については、別に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(調査対象者)

第2条 調査の対象者は、市内に住所を有する結核登録者であって、公費医療負担制度、管理検診制度等により保健所がその病状を把握していない者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 結核患者のうち、次のいずれかに該当する者

ア 医療費の公費負担の申請を行っていない者

イ 医療費の公費負担承認期間が終了した後に継続申請を行わなかった者

ウ その他治療を中断していると保健所長が認める者

(2) 管理検診を必要とする者であって保健所が検診結果を把握していない者

(3) その他保健所長が必要と認める者

(調査の実施等)

第3条 保健所長は、調査の対象者が受診した医療機関に結核定期病状調査報告書（以下「調査報告書」という。）及び結核定期病状調査件数報告書を送付する。

2 前項に定める報告書の送付を受けた医療機関は、保健所長が定める期間内に当該報告書に必要な事項を記入し、保健所長に提出するものとする。

3 保健所長は、医療機関から提出された調査報告書の内容を確認し、必要があると認めるときは、調査報告書の内容を結核登録票に記入するとともに、医療機関から調査報告書が提出された日の属する月の翌月10日までに第1項に定める報告書の写し及び結核定期病状調査事業実施報告書を市長に提出するものとする。

4 保健所長は、調査報告書を確認し、必要があると認めるときは、調査の対象者に対し、訪問指導等結核予防上適切な指導を行うものとする。

(報償費)

第4条 市長は、医療機関から提出された調査報告書が適正であると認めるときは、医療機関に対し、調査報告書1件につき3,000円の報償費を支払うものとする。

(個人情報保護)

第5条 医療機関は、調査の実施に伴い、個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守しなければならない。

(その他の事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は、保健所長が定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。